

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

高めよう 地域協働の力!  
多面的機能支払交付金



# 令和2年度 改正のポイント



令和2年4月

農林水産省

## お問い合わせ先

## 対象都道府県

北海道農政局農村振興部農村設計課 日本型直接支払グループ 011-231-4111 (内線27-876)	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 (内線4491/4349)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600 (内線3565)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161 (内線3563)	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271 (内線2658)	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161 (内線2569)	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511 (内線2671)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111 (内線4772)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031 (内線83334)	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
(電話) 03-3502-8111 (内線5618)

# 災害時の交付金融通が可能となります

## 甚大な自然災害時における対象組織間の交付金融通

対象組織間で既配分の交付金の融通が可能となります。



大雨により農地に堆積した流木等を地域共同で撤去

災害対応に十分な資金がない場合、別の組織から交付金の融通を受けることで、**早期営農再開が可能**となります。

※翌年度以降の交付金の交付の際に、市町村が融通相当額を上限に相殺し、交付することも可能。

## 活動要件や項目、取組内容の見直し

### 資源向上活動「多面的機能の増進を図る活動」

取組内容が拡充されます。

#### ① ◆これまで

「57 医療・福祉との連携」

#### ◆これから

### 「57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」

「地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動」も対象となります。



(例) 小学校と連携したアイガモ農法の体験学習

#### ② 「55 防災・減災力の強化」について

### 「災害時における応急体制の整備」も対象となります。

(例) 災害時の迅速な対応を目的として、防災担当の役員を任命

### 作業安全対策

実践活動等の際には、**安全な活動に努める**ものとし、研修メニューに

### 「機械の安全使用に関する研修」が追加されます。

※全ての対象組織で、活動期間中に1回以上実施する。

(令和元年度までに活動を開始し、令和2年度に変更や再認定を受けない組織も含む)



○共同活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械(刈払機など)について、安全使用に関する研修、講習会を開催又はそれに参加する。

## 役員に女性が参画している場合の加算措置の要件緩和

**役員に女性が2名以上参画している場合**、毎年度活動に参加する構成員の割合要件が、8割以上から**6割以上**に緩和されます。

《「農村協働力の深化に向けた活動」》  
加算措置要件

農村協働力の深化に向けた活動への支援  
400円/10a等

「多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受ける対象組織のうち、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行うこと。

a

- ・構成員のうち、4割以上が非農家
- +
- ・構成員の8割以上が参加する実践活動を、毎年度行う

or

令和2年度改正

b

- ・構成員のうち、4割以上が非農家かつ、**役員に女性を2名以上選任**
- +
- ・構成員の**6割以上**が参加する実践活動を、毎年度**2種以上**それぞれ**別の日**に行う

実践活動	参加割合	実施日	判定
水路の泥上げ 植栽等の景観形成活動	6割 6割	4/20 6/20	○
水路の泥上げ 農道の草刈り	6割 6割	4/20 4/20	×
植栽等の景観形成活動 生物の生息状況把握	6割 6割	4/20 6/20	○
水路の泥上げ 水路の泥上げ	6割 6割	4/20 6/20	×

⚠ 複数の実践活動でないため×



⚠ 複数の実施日ではないため×



女性も活動に参加しやすい環境・雰囲気づくりに努めます!

## 持越金についてその額の精査をお願いします

### 交付金の精算、持越について

使用予定に基づいて**残額の一部又は全部を持ち越し**、**翌年度以降の活動に使用することが可能**です。持ち越し額については、**十分に精査し**、実施状況報告書にその使用予定を明記してください。

※実施期間終了年度末にあつては、翌年度に再認定を受け活動を継続する場合のみ持ち越しが可能。

(様式第1-8号) (別添)

支出の部	内容	備考欄
4.	次年度への持越金 (農地維持・資源向上(共同))	(持越金の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入)
5.	次年度への持越金 (資源向上(長寿命化))	(持越金の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入)
	合計	

別紙

使用時期	使用内容	使用予定金額	算定額
		円	
		円	
計		円	

備考欄には、必ず持越金の使用予定を記入。  
多額な持ち越し(※当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上)を行う場合は、「(別紙)持越金の使用予定表」を作成し、提出。



# お問い合わせ先

活動組織、広域活動組織向け

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

## 高めよう 地域協働の力！ 多面的機能支払交付金



# 令和3年度 改正のポイント



令和3年4月

## 農林水産省

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 日本型直接支払グループ 011-231-4111 (内線27-876)	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 (内線4491/4349)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600 (内線3565)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161 (内線3563)	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271 (内線2658)	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161 (内線2569)	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511 (内線2671)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111 (内線4772)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031 (内線83334)	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
(電話) 03-3502-8111 (内線5618)

# 新たな加算措置が創設されます

## 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進

田んぼダムの取組を行い、一定の取組面積等の要件を満たす場合、資源向上支払（共同）の単価が加算されます。

### 1. 加算対象となる田んぼダムの定義

「田んぼダム」とは、大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組。



流出を抑制する落水量調整装置の例



田んぼダム未実施

田んぼダム実施

写真：新潟市

### 2. 加算措置の要件

#### ①事業計画の変更

市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づいて、資源向上支払（共同）の活動項目「48 水田の貯留機能向上の活動」または「55 防災・減災力の強化」の取組として田んぼダムを実施すること。

実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1-3号の事業計画書に記載すること。

#### ②実施面積

事業計画期間中に、資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち、

5割以上（広域活動組織の場合は、加算措置に取り組む集落毎に交付を受ける田面積全体の5割以上）で田んぼダムに取り組むこと。

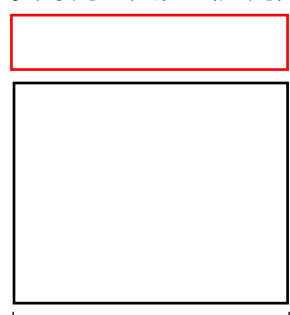
### 3. 加算単価

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320

※ 本支払の活動を5年以上実施、または長寿命化のための活動に取組む地区は加算単価に0.75を乗じた額とする。

資源向上支払（共同）



事業計画期間5年

新たに創設する加算単価  
400円/10a  
(北海道：320円/10a)

従来の単価  
2,400円/10a  
(北海道：1,920円/10a)

注1) 加算対象面積は、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体です。

注2) 要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。

# 活動内容が拡充されます

## 鳥獣被害防止対策の強化

### ◆これまで

「53 農地周りの環境改善活動の強化」

### ◆これから

「53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」

「鳥獣緩衝帯※1の整備・保管理」も対象となります。

※1 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が策定する鳥獣被害防止計画に基づく活動の中で設置されたもの等



鳥獣緩衝帯（イメージ）

## 事務が簡素化されます

## 法人化した活動組織は金銭出納簿の提出を免除

法人化した組織※1においては、金銭出納簿の市町村への提出が不要※2になります。

※1 法人化した活動組織とは、法人登記した組織（NPO法人や一般社団法人等）を指す。

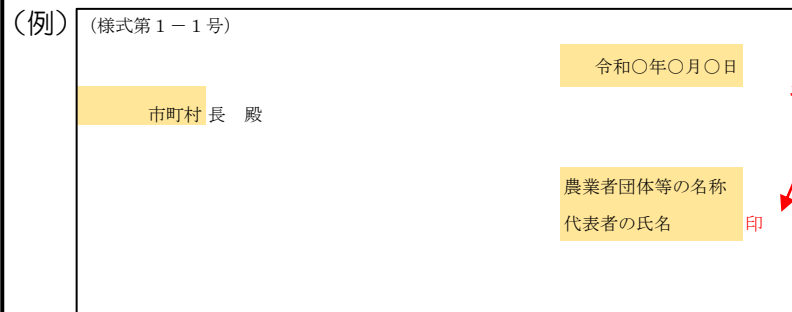
※2 金銭出納簿の作成については、従来通り行うものとし、交付金の目的に沿った使用の確認のために、実施状況の確認等において必要に応じて確認する。なお、金銭出納簿の様式については、様式第1-7号又は実施要領附則（H31.3.29付け）の4に基づく様式とする。



## 報告書等における押印を省略可能

多面的機能支払交付金実施要領に定める、市町村へ提出する様式について、押印を省略することが可能になります。

※日当の受領印については、活動組織内での合意のもと省略することも可能ですが、サインに代替するなどして、活動に参加者した本人が受領したことを確認しましょう。

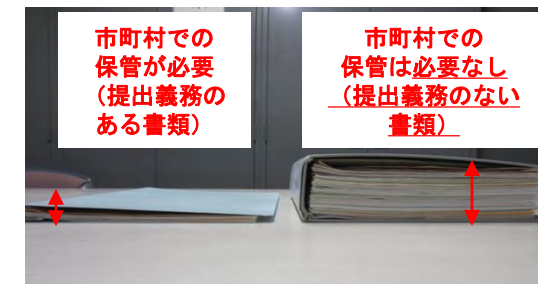


## （参考）市町村への提出資料について

下表の書類は、市町村への提出や市町村での保管は義務ではありません。ただし、実施状況確認等のために必要であるため、活動組織において作成・保管は必要です（活動写真は除く）。

書類名	作成・組織保管	提出・市町村保管
財産管理台帳	○	×
領収書・通帳の写し	○	×
総会資料・議事録	○	×
活動写真	×	×

「○」…義務あり、「×」…義務ではない



書類の比較

# お問い合わせ先

活動組織、広域活動組織向け

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

## 高めよう 地域協働の力！ 多面的機能支払交付金



# 令和4年度 改正のポイント



令和4年4月

## 農林水産省

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 日本型直接支払グループ 011-231-4111 (内線27-876)	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 (内線4491/4349)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600 (内線3565)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161 (内線3561)	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271 (内線2658)	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161 (内線2567)	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511 (内線2671)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111 (内線4613/4779)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031 (内線83334)	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
(電話) 03-3502-8111 (内線5618)

## 活動内容が拡充されます

### 広報活動の強化

◆これまで  
「60 広報活動」

◆これから  
「60 広報活動・農的関係人口の拡大」  
「地域外からの呼び込みによる農的関係人口の拡大のため」の広報活動も対象となります。



## 事務が簡素化されます

### 電磁的記録による保管等が可能



予算書や決算書、金銭出納簿等、都道府県・市町村または活動組織が保管すべき証拠書類のうち、**電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録での保管をすることもできます。**



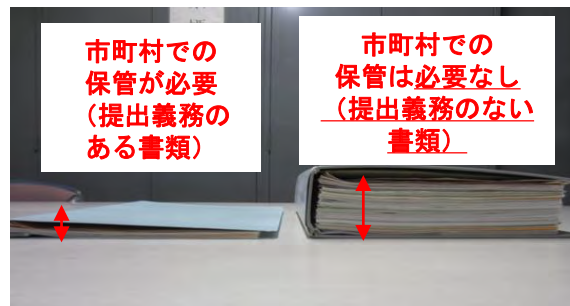
スマホやタブレット、パソコンなどから補助金申請が行えるよう、**共通申請サービス (eMAFF) による行政手続きのオンライン化を推進します。**  
**令和7年度までに60%のオンライン利用率を目標にしています。**

### (参考)市町村への提出資料について

下表の書類は、市町村への提出や市町村での保管は義務ではありません。ただし、実施状況確認等のために必要であるため、活動組織において作成・保管は必要です(活動写真は除く)。

書類名	作成・組織保管	提出・市町村保管
財産管理台帳	○	×
領収書・通帳の写し	○	×
総会資料・議事録	○	×
活動写真	×	×

「○」…義務あり、「×」…義務ではない



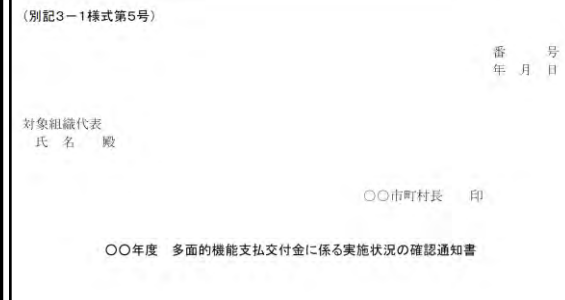
書類の比較

## 様式の一部が廃止・提出免除になります

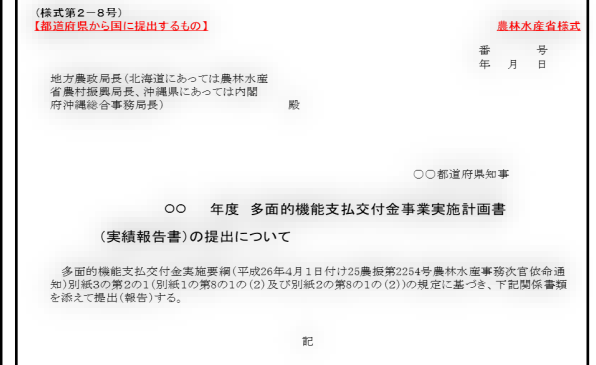
### 実施状況の確認通知書の様式を廃止

実施要領別記3-1様式第5号  
実施状況の確認通知書

**様式を廃止**して、市町村の事務負担を軽減します。



### 実施計画書(実績報告書)の重複提出を免除



- ・交付要綱別記様式第1号 交付申請書
- ・交付要綱別記様式第6号 実績報告書

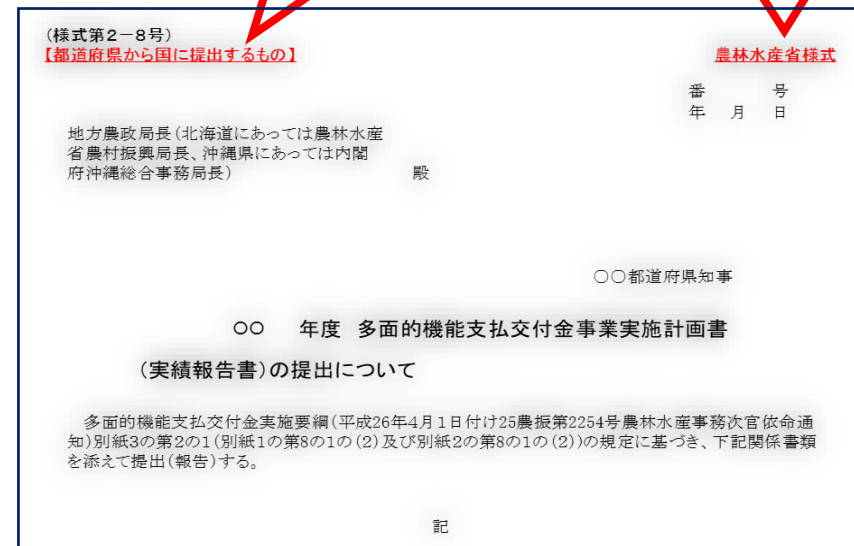
への添付形式で提出した際は、**様式第2-8号実施計画書(実績報告書)の提出を免除**します。

## 各様式に様式作成者及び提出先を明記します

### 各様式に様式作成者及び提出先を明記

**提出先を明記**

**様式の作成者を明記**



**提出先が  
一目で分  
かるよう  
になった  
わ**



# お問い合わせ先

活動組織、広域活動組織向け

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

## 高めよう 地域協働の力！ 多面的機能支払交付金



# 令和5年度 改正のポイント



令和5年4月

## 農林水産省

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 多面的機能支払係 011-231-4111 (内線27-876)	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 (内線4491/4349)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600 (内線3565)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161 (内線3563)	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271 (内線2658)	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161 (内線2567)	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511 (内線2671)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111 (内線4779)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031 (内線83334)	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
(電話) 03-3502-8111 (内線5618)

## 事務が簡素化されます

### 「農村環境保全活動」及び「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目の変更に係る手続き簡素化

#### ◆これまで

資源向上支払（共同）における「農村環境保全活動」及び「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目を変更する場合は申請が必要

#### ◆これから

申請ではなく**変更計画書の届出**とします。  
※加算単価に変更がある場合は、引き続き申請が必要です。

申請・・・市町村の認定が必要。  
届出・・・市町村の認定が不要。

柔軟に活動できるようになったわ



### 活性化計画に多面の活動を定める場合、事業計画書の提出が不要

農用地等の保全を定めた活性化計画(農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律第5条第1項に規定する活性化計画)を作成しており、その添付書類として

- ・様式第1-1号 事業計画の認定申請書
- ・様式第1-2号 事業計画書
- ・様式第1-3号 活動計画書
- ・様式第1-4号 長寿命化整備計画書
- ・様式第1-5号 工事に関する確認書

を既に提出している場合は

**上記様式第1-1号から第1-5号の提出が不要**となります。

### 地域計画に定める場合、地域資源保全管理構想の作成が不要

地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画）に地域資源保全管理構想に準ずる記載がある場合、**地域資源保全管理構想の作成が不要**となります。

### 先進技術による現地確認が可能とわかるようになりました



これまでも実施可能でありましたが、現地確認の負担軽減を推進するため、**人工衛星やドローン等を用いた現地確認が可能であることを実施要領に明記**します。

## 様式はそのまま

これまでは、毎年度様式を変更してきておりましたが、令和5年度は**様式の変更がありません**。

※ただし、5年に1度の提出となっている様式第1-1号 事業計画の認定申請書は変更あり

変更がないから昨年と同じように申請できるね



## 電子申請が可能になります

### eMAFF申請ができるようになります

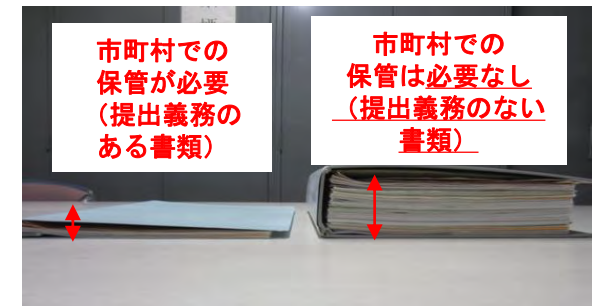


スマホやタブレット、パソコンなどから交付金申請が行えるよう、**共通申請サービス（eMAFF）による行政手続きのオンライン化へ対応**します。

## 市町村への提出資料の留意点

下表の書類は、市町村への提出や市町村での保管は義務ではありません。ただし、実施状況確認等のために必要であるため、活動組織において作成・保管は必要です（活動写真は活動組織の作成・保管も不要）。

書類名	作成・組織保管	提出・市町村保管
財産管理台帳	○	×
領収書・通帳の写し	○	×
総会資料・議事録	○	×
活動写真	×	×



「○」・・・義務あり、「×」・・・義務ではない

書類の比較

また、令和4年度より予算書や決算書、金銭出納簿等、都道府県・市町村または活動組織が保管すべき証拠書類のうち、**電磁的記録により保管が可能なのは、電磁的記録での保管をすることもできます**。

